

産業廃棄物処理業者向け講習会

用語集

この用語集は、「適正処理の基礎知識と産廃処理の実務に関する講習」テキストに掲載されている用語について解説しています。

	用語	説明
あ行	安定型最終処分場 (あんていがたさいしゅうしょぶんじょう)	埋立対象は産業廃棄物のうち廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート破片及び陶磁器くず、がれき類の5品目。周辺環境へ影響を及ぼす恐れが少ないため、埋立空間と公共用水域や地下水とを遮断する必要がない。
	EDI方式 (いーでいーあいほうしき)	電子マニフェストの利用において、加入者と情報処理センターのサーバ間で電子マニフェスト情報のデータ授受を行う方式で、電子マニフェスト情報の登録を効率的に行うことができる。
	石綿含有産業廃棄物 (いしわたがんゆうさんぎょうはいきぶつ)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものをいう。
	委託契約 (いたくけいやく)	産業廃棄物の処理を他人に委託する事業者は、廃棄物処理法に規定されている委託基準に従って処理業者と契約を締結しなければならない。この契約を委託契約といい、産業廃棄物の種類、処理方法等法律に定められた内容を記載した書類による契約が必要。また、産業廃棄物の収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ直接契約を結ばなければならない。
	一般廃棄物 (いっぱんはいきぶつ)	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
	SDS制度 (えすでいーえすせいど)	化管法で指定された化学物質または当該化学物質を指定割合以上含有する製品を事業者間で譲渡・提供する際に、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、SDS（安全データシート）の提供を義務付けた仕組みのことをいう。

	用語	説明
	SDGs (えすでいーじーず)	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際開発目標。17の目標と169のターゲット達成により、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、途上国及び先進国で取り組むもの。
	汚物掃除法 (おぶつそうじほう)	1900（明治33）年に制定された汚物処理に関する日本最初の法律。公衆衛生改善のため、し尿やじん芥（ごみ）等の汚物を対象として、土地の所有者・使用者・占有者に掃除の義務を、市町村に処理の義務を各々課すものであり、その後半世紀にわたり、我が国における清掃事業の基本となった。
か行	家電リサイクル法 (かでんりさいくるほう)	1998（平成10）年制定。一般家庭や事務所から排出された家電製品から有用な部品や材料をリサイクルし、最終的に埋立処分される廃棄物の量を減らすとともに、資源の有効利用を促進する法律。（対象：エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機）
	環境基本法 (かんきょうきほんほう)	1993（平成5）年制定。地球環境保全を含めたわが国の環境政策の基本的方向を示す基本法で、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築等のため、政府が環境基本計画を定めることなどを掲げている。
	管理型最終処分場 (かんりがたさいしゅうしょぶんじょう)	埋立対象は安定型最終処分場及び遮断型最終処分場で埋立処分される以外の産業廃棄物及び家庭ごみなどの一般廃棄物。浸出水(ごみ層を通過した雨水)が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、遮水工(浸出水が外部に漏れ出さないようにする設備・構造)、浸出水の集水設備及び処理施設が必要。
	グリーン購入法 (ぐりーんこうにゅうほう)	2000（平成12）年制定。国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品などの調達推進、環境物品等に関する情報の提供その他環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続発展可能な社会の構築を目的とした法律。

	用語	説明
	欠格要件 (けっかくようけん)	廃棄物処理業の許可申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待できない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には、許可を取り消さなければならない。
	建設混合廃棄物 (けんせつこんごうはいきぶつ)	建設工事等から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているもの。
	建設リサイクル法 (けんせつりさいくるほう)	2000（平成12）年制定。建築物などの解体工事などに伴って排出されるコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材の分別及びリサイクルを促進することを目的とした法律。建設解体業者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請企業などの契約手続きなどを規定した。（対象：木材、コンクリート、アスファルト）
	小型家電リサイクル法 (こがたかでんりさいくるほう)	2012（平成24）年制定。使用済小型電子機器に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。（対象：携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、時計等）
さ行	サーキュラーエコノミー（循環経済） (さーきゅらーえこのみー)	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

	用語	説明
	サーマルリカバリー(熱回収) (さーまるりかばりー)	廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。
	再生利用指定制度 (さいせいりようしていせいど)	再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定（個別指定、一般指定）し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにするもの。
	産業廃棄物 (さんぎょうはいきぶつ)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令によって定められた20種類に該当するもの。
	CSR (しーえすあーる)	CSR（企業の社会的責任）とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す。
	資源有効利用促進法 (しげんゆうこうりようそくしんほう)	循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを総合的に推進するための法律。特に事業者に対して3Rの取組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取組むべき具体的な内容を省令で定めている。
	自動車リサイクル法 (じどうしゃりさいくるほう)	2002（平成14）年制定。使用済み自動車から生じる廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理を図るため、自動車製造業者・所有者等の関係者に適切な役割分担を義務付けた法律。（対象：自動車）

	用語	説明
	シュレッダーダスト (しゅれっだーだすと)	廃自動車、廃家電製品等を破碎し、鉄や一部の非鉄金属部分を選別回収後に残るプラスチック、ガラスやゴムなどの破片からなる混合物をいう。水銀・鉛・カドミウムなどの重金属を多く含み環境への負荷が高い。
	遮断型最終処分場 (しゃだんがたさいしゅうしょぶんじょう)	埋立対象は有害物質を含む、燃えがら、ばいじん、汚泥など。そのため、処分場の側面と底面をコンクリートで囲い、上部には屋根を設けて雨水が入らないようにし、有害物質を公共用水域及び地下水と完全に遮断している。
	循環型社会 (じゅんかんがたしゃかい)	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃 棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分 することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り 低減された社会」としている。
	循環型社会形成推進基本法 (じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう)	2000（平成12）年制定。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律で、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割・責務を明記し、循環型社会形成推進基本計画を定めることなどを掲げている。
	食品リサイクル法 (しょくひんりさいくるほう)	2000（平成12）年制定。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取組むべき事項を定めた法律。（対象：食品残さ）
	処理困難通知 (しよりこんなんつうち)	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を当該委託した者に書面により通知しなければならないとされている。

	用語	説明
	3R (すりーあーる)	リデュース (Reduce) 、リユース (Reuse) 、リサイクル (Recycle) のこと。
	清掃法 (せいそうほう)	「汚物掃除法」を廃止して昭和29年に制定され、「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ること」を目的とし、清潔の保持や公衆衛生的見地からの措置に重点が置かれた。
	措置命令 (そちめいれい)	産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事等は、処分者等に対して期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。
た行	電子マニフェスト (でんしまにふえすと)	インターネット等を利用して、電子情報化したマニフェスト情報を、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者間で、情報処理センターを介してやり取りする電子版のマニフェストの方法。利用者は、パソコンなどを使って簡単にマニフェストの登録、報告ができ、マニフェスト情報の管理が容易となる。
	特別管理産業廃棄物 (とくべつかんりさんぎょうはいきぶつ)	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの。
は行	廃棄物 (はいきぶつ)	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

	用語	説明
	廃棄物情報の提供に関するガイドライン (はいきぶつじょうほうのていきょうにかんするがいどらいん)	廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すために策定された。ガイドラインでは、排出事業者は、産業廃棄物処理の委託に当たっては、必要な廃棄物情報を廃棄物データシート(WDS)等で具体的かつ明確に通知し、これを基に処理業者と打合せを十分に行うこととされている。さらに、廃棄物の性状等の変動を踏まえた情報提供の方法や情報の信頼性を高める方法が示されている。
	廃棄物処理法 (はいきぶつしゅりほう)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称であり、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進めることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物処理法は、昭和40年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化したことを背景として、従来の「清掃法」を全面的に改める形で、昭和45年に制定され、その時々生じた廃棄物問題の解決のために、これまで何度も改正されている。
	廃棄物データシート (はいきぶつ)	環境省が「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」で策定した廃棄物情報を示すためのデータシート。ガイドラインには廃棄物の処理過程で発生した事故事例の検証結果等から、必要な廃棄物情報として選定した有害性等の項目を整理した廃棄物データシートの様式例が、具体的に示されている。
	PCB廃棄物 (ピーシービーはいきぶつ)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、PCB を含む油又はPCB が塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く）をいう。PCB廃棄物は、難分解性で人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることから、特別管理産業廃棄物に定められている。

	用語	説明
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (ぷらすちっくにかかるしげんじゅんかんのそくしんとうにかんするほうりつ)	プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律
	変更許可申請 (へんこうきょかしんせい)	既に産業廃棄物収集運搬業の許可を持っている者が、取り扱う産業廃棄物の種類を追加（限定の解除を含む。）するときや、新たに積替え保管を行うときなど、事業の範囲を拡大する場合に必要となる。
ま行	マテリアルリサイクル (まてりあるりさいくる)	廃棄物等を原材料として再利用すること。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある。（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）
	マニフェスト (まにふえすと)	何時、何の廃棄物を、誰が、どのように、運搬又は処分したのか等を記録するもので、排出事業者が廃棄物の責任を最後まで持たせ、不法投棄などの不適正処理を未然防止することを目的にしている。
や行	有価物 (ゆうかぶつ)	有価物は廃棄物ではないので、当然ながら、廃棄物処理法が適用されない。『売却代金と運搬費を相殺しても、排出側に収入が有るか否か』というものが、判断の大きな目安となっている。ただし、使用方法や流通ルートが現実的でない場合などは、「産業廃棄物として処理をすべき物を、有価物と称して不適正な処理をした」と見なす場合がある。

	用語	説明
	容器包装リサイクル法 (ようきほうそうりさいくるほう)	家庭からでるごみに多く含まれる容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割であるとした。（対象：びん、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等）
ら行	リサイクル (りさいくる)	廃棄物を資源として再び利用すること（再利用）
	リデュース (りでゅーす)	物を大切に使うってごみを減らすこと（発生・排出抑制）
	リユース (りゅーす)	使えるものを繰り返し使うこと（再使用）

【出典・参考文献】

- 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター「学ぼう！産廃 用語集」
<https://www.jwnet.or.jp/waste/terms/index.html>
- 環境省ホームページ「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>
- 環境省ホームページ「し尿処理技術・システムに関するアーカイブス作成業務報告書」
https://www.env.go.jp/recycle/waste/wts_archive.html
- 環境省ホームページ「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000101.html>
- 経済産業省ホームページ「SDGs」
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/sdgs/index.html
- 経済産業省ホームページ「企業会計、開示、CSR（企業の社会的責任）政策」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/index.html
- 東京都環境局ホームページ「よくあるご質問 廃棄物と資源循環」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/faq/resource/faq_02.html
- 東京都環境局ホームページ「産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請・届出等」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_processor/license_application.html
- 公益財団法人東京都環境公社 産業廃棄物管理責任者講習会テキスト